

UCカード エクスプレスコーポレート

カード使用者届〈個人主債務用〉

＊「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」はお手元に大切に保管してください。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。)は、本同意条項および今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)カード使用者は、今回のお申込みを含むユーシーカード株式会社(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報(Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項

②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況および契約の内容に関する情報

③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報

④カード使用者が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報

⑤カード使用者の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)

⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律および貸金業法に基づきカード使用者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報

⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)

⑧カード使用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報

⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報

⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社がカード使用者に関する情報と判断したもの(カード使用者情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)

⑪会員が当社に届出た電話番号および住所の有効性に関する情報

(2)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(第1条以外での個人情報の利用)

(1)カード使用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。

①当社のクレジット関連事業および金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス

②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内

③当社のクレジット関連事業および金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(https://www.uccard.co.jp)に常時掲載しております。

(2)カード使用者は、当社が第1条(1)①②の個人情報を当社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に利用することに同意します。

(3)カード使用者は、(1)①②および前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内およびその同封物は除きます。

第3条(信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供)

(1)信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

カード使用者は、下記の事項に同意します。

①当社は、カード使用者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、カード使用者に関する信用情報((3)①に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。

②上記①の照会により、当社は、これら信用情報機関にカード使用者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、カード使用者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

(注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。

(2)信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

カード使用者は、下記の事項に同意します。

①当社は、カード使用者に係る本契約に基づく(2)に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において②に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー

提供情報　カード使用者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

保有期間　A.本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)は当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間

B.本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)は契約期間中および契約終了後5年以内

C.上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は契約期間中および契約終了後5年間

㈱日本信用情報機構

提供情報　本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日および申込商品種別等の情報、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

保有期間　A.本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内

B.本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間

C.契約内容および返済状況に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内

D.取引事実に関する情報は、契約発生中および契約終了後5年以内

(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

(3)信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

カード使用者は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者によるカード使用者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報またはその一部を保有します。

A.上記(2)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

B.信用情報機関が収集したA.以外の情報

C.信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報をA.およびB.、またはA.のとおり利用します。

A.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

B.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①A.)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

(4)当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関

①当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。

(株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先：0570－666－414　　ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(株)日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先：0570-055-955　　ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/

②提携信用情報機関の名称等

全国銀行個人信用情報センター

TEL　03-3214-5020　　ホームページアドレス　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

会員は、各種法令の規定により提出を求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)カード使用者は、当社および加盟信用情報機関並びに提携信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人信用情報機関および提携信用情報機関に開示を求める場合には、加盟信用情報機関にご連絡ください。

(2)万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の全部又は一部を承諾できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②および(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第7条(カード使用者情報の提供・利用)

カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第1条(1)①から③の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。

第8条(契約の不成立時および終了後の個人情報の利用)

(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①カード使用者との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的でする利用

②第3条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録

(2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

(3)(1)②は、加盟個人信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されます。

第9条(合意管轄裁判所)

カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地、当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者(リスク管理部担当役員)を設置しております。

【問い合わせ・相談窓口等】

1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2.規約についてのお問い合わせ・ご相談はUCカードデスクにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示・訂正・削除(第5条)、その他当社が保有する個人情報について ・当社および加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について ・その他本規約全般について	UCカードデスク	東京都港区台場2－3－2 台場フロンティアビル 0120-999-762 URL　https://www.uccard.co.jp 関東財務局長(7)第01404号

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074　東京都港区高輪3-19-15　　TEL：03-5739-3861

2025年6月現在

入会申込者控

【「UCカード エクスプレスコーポレート使用者届（個人主債務用）」のご提出方法】

ご記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、カード会社へご送付願います。

送付先　**ユーシーカード株式会社**

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お申込人の「本人確認書類」が必要です。
以下の記載内容をご確認のうえ、いずれかの「本人確認書類」を必ず提出してください。

お申し込みにあたってのご注意

- ●審査により、ご希望に添えない場合もございます。なお、ご提出いただいた書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。
- ●カード発行手続きに際し、お勤め先またはご自宅へ連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。

「本人確認書類」の氏名、生年月日、住所はご記入内容と一致しているかご確認ください。

◆いずれも現在有効なものに限ります。　◆申込者のお名前、生年月日、ご住所の記載のあるページ（変更後のお名前、ご住所の記載のあるページを含む）をコピーしてください。　◆現住所の記載のないもの、あらかじめ住所欄がないものは使用できません。　◆個人番号（マイナンバー）の記載がない書類を貼付してください。個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしたうえで貼付してください。

◆左記**本人確認書類の住所と申込書にご記入の現住所が異なる場合**、または所持人記入欄がなく住所の記載がないパスポートの場合それぞれ現住所が確認できる①～⑤または⑦～⑨のいずれかの書類のコピーも合わせてお送りください。（⑦～⑨は発行日から6カ月以内で、ご本人名義のものに限ります。）

■運転免許証または運転経歴証明書（マイナ免許証を除く）を保有している方

●**運転免許証または運転経歴証明書（マイナ免許証を除く）のコピー＋①～⑨（■）のうち いずれか1点＝計2点**

■運転免許証または運転経歴証明書（マイナ免許証を除く）を保有していない方

●**①～⑤（■）のうちいずれか1点＋①～⑤・⑦～⑨のうちいずれか1点＝計2点**　　●**⑥の場合、1点**

■在留外国人の方は必ず③を提出してください

①**各種健康保険の資格確認書**（ご本人のお名前・生年月日・現住所のページ/カードタイプの場合は両面/保険者番号及び被保険者等記号・番号・二次元コードは見えないように黒塗り・マスキングをしてください。/当社では介護保険証はご利用いただけません。/各種健康保険証は令和7年12月2日以降、本人確認書類としてご利用いただけません。）
②**パスポート**（写真・生年月日、および現住所記載のページ。日本国旅券に限る）
③**在留カードまたは特別永住者証明書**（在留外国人の方は必須）
④**個人番号カード**（マイナ免許証、マイナ保険証は個人番号カードとして取り扱います。表面のみ・個人番号（マイナンバー）の記載がある裏面は不要）
⑤**住民基本台帳カード**（写真付き）
⑥**住民票の写し**（発行日から6カ月以内の原本。個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。）
⑦**公共料金の領収証書**（電気・都市ガス・水道・電話・NHKのいずれか1点）
⑧**社会保険料の領収証書**
⑨**国税、地方税の領収証書または納税証明書**

以下の方は所得証明書類のコピーを貼付してください。

今回の「キャッシングご利用希望枠」と当社および他の貸金業者からの借入残高（住宅ローン、自動車ローン除く）の合計が100万円を超える場合は、お申し込みご本人の現在の収入を確認できる書類として、下記の所得証明書類いずれか1点のコピー（直近のもの）をお送りください。

- ●源泉徴収票　●確定申告書　●納税通知書
- ●年金証書　●課税証明書　●年金通知書
- ●所得証明書　●給与明細書（直近2ヵ月分で社名記載あり）

※賞与明細書（直近1年分）がある方は、給与明細書と一緒にお送りください。

◆有効な所得証明書類を確認できなかった場合は、再度お手続きをお願いすることやキャッシング利用枠を50万円以下にさせていただくことがございます。
◆ご利用枠はご利用希望枠を上限として当社で決定させていただきますので、お申し込みの意に添えない場合もございます。
◆個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

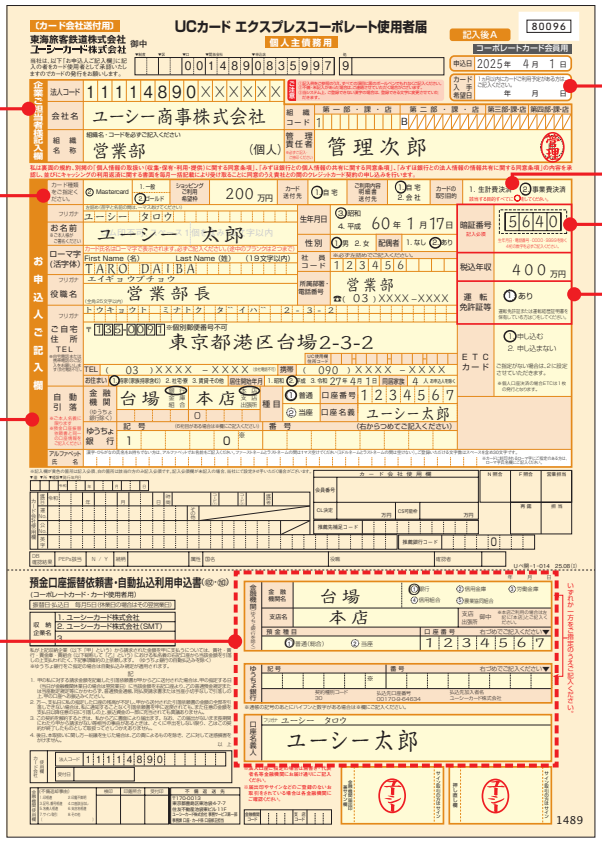
（ご記入例）　すべての項目にもれなくご記入ください。不備・未記入があった場合は、ご返却させていただくことがあります。

「企業ご担当者様記入欄」はすべてご記入ください。

ご指定がない場合は当社にて設定させていただきます。

「お申込人ご記入欄」はすべてご記入ください。
（選択欄はいずれかを必ずお選びください。）

ご本人名義の口座をご指定ください。
訂正の場合は、金融機関届出印が必須となります。



審査状況によりご希望日までに発行ができない場合があります。

ショッピング・キャッシングをご利用される目的をお選びください。
- ●事業費とは、自己の事業のために行う物品購入等です。
 例えば、事務所の事務用品・備品購入や光熱費のお支払い、または交通費に利用される場合が該当します。
- ●生計費とは、事業用ではないご自身のためのお買物、ご旅行、ご自宅の光熱費のお支払い等です。
- ●いずれもご利用の予定がある場合は、両方をお選びください。

暗証番号をご記入後、シールをご利用ください。
（訂正の場合は訂正印をお願いします。）

運転免許証または運転経歴証明書（マイナ保険証除く）を保有している方は○をしてください。

【ETC カードをお申し込みの場合】

「UC ETC カード特約（個人主債務決済コーポレート会員用）」を下記 URL 及び QR コードからご確認のうえ、お申し込みください。

URL　https://www2.uccard.co.jp/uc/uccard/agreement/pdf/10_2_agreement.pdf

QR

〔カード会社送付用〕

UCカード エクスプレスコーポレート使用者届

個人主債務用

80096

記入後A

コーポレートカード会員用

東海旅客鉄道株式会社
ユーシーカード株式会社 御中

当社は、以下「お申込人ご記入欄」に記入の者をカード使用者として承認いたしますのでカードの発行をお願いします。

▼制度 ▼区 ▼口 ▼開拓会社 ▼申込店 処
0 0 1 4 8 9 0 8 3 5 9 9 7 9

申込日 年 月 日

カード入手希望日 1ヵ月以内にカードご利用予定がある方は、ご記入ください。 年 月 日

企業ご担当者様記入欄

ご注意 ①記入例をご参照のうえ、すべての項目に黒のボールペンでもれなくご記入ください。 ②不備・未記入があった場合は、ご連絡させていただく場合がございます。 ③当システム上、ご登録できない漢字の場合は、登録できる文字に変更させていただきます。

法人コード	1 1 1 1 4 8 9 0
会社名	
組織名称	組織名・コードを必ずご記入ください （個人）
組織コード	第一部・課・店 / 第二部・課・店 B / 第三部・課・店 / 第四部・課・店
管理責任者 ※必ずご記入・ご捺印ください	印

私は裏面の規約、別掲の「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」、「みずほ銀行との個人情報の共有に関する同意条項」、「みずほ銀行との法人情報の情報共有に関する同意条項」の内容を承認し、並びにキャッシングの利用返済に関する書面を毎月一括記載により受け取ることに同意のうえ貴社との間のクレジットカード契約の申し込みを行います。

お申込人ご記入欄

カード種類をご指定ください。 ② Mastercard 1. 一般 2. ゴールド ショッピングご利用希望枠 万円 カード送付先 1. 自宅 ご利用内容明細書送付先 1. 自宅 2. 会社 カードの取引目的 1. 生計費決済 2. 事業費決済 該当する目的すべてに○をしてください。

フリガナ（左詰め（苗字と名前の間は、一マスあけてください））

お名前 ※ご本人様がご署名ください ゴム印不可、スペース1個を含み10文字以内

生年月日 3. 昭和 4. 平成 年 月 日

性別 1. 男 2. 女 配偶者 1. なし 2. あり

暗証番号 記入必須 生年月日・電話番号・0000・9999を除く4桁の数字を必ずご記入ください。

ローマ字（活字体） カード氏名はローマ字で表示されます。必ずご記入ください。（途中のブランクは2つまで） First Name（名） Last Name（姓） （19文字以内）

社員コード ※必ず左詰めでご記入ください。

税込年収 万円

フリガナ

役職名 （全角25文字以内）

所属部署・電話番号 ☎（ ） －

運転免許証等 ① あり 運転免許証または運転経歴証明書を保有している方は○をしてください。

フリガナ

ご自宅住所 〒□□□-□□□□ ※個別郵便番号不可

TEL ※自宅電話または携帯電話のご記入をお願いします（会社電話不可）。

UC使用欄 住所コード

TEL （ ） － （会社電話不可） 携帯 （ ） －

お住まい 1. 持家（家族持家含む） 2. 社宅・寮 3. 賃貸・その他 居住開始年月 1. 昭和 2. 平成 3. 令和 年 月 日 同居家族 人 お申込人を除く

ETCカード 1. 申し込む 2. 申し込まない ご指定がない場合は、2に設定させていただきます。 ※個人口座決済の場合ETCは1枚の発行となります。

自動引落 ※ご本人名義に限ります ※預金口座振替依頼書と同一の口座情報をご記入ください

金融機関（ゆうちょ銀行除く） 銀行 金庫 組合 本店 支店 出張所 種目 ① 普通 ② 当座 口座番号 口座名義

ゆうちょ銀行 記号 1 0 ※ （6桁目がある場合は※欄にご記入ください） 番号 （右からつめてご記入ください）

アルファベット氏名 漢字・ひらがなの氏名をお持ちでない方は、アルファベットでお名前をご記入ください。ファーストネームとラストネームの間は1マス空けてください（ミドルネームとラストネームの間は空けない）。ご登録いただける文字数は全角30文字です。 ※カードに刻印されるローマ字にご指定のある方は、ローマ字氏名欄にご記入ください。

※記入欄が黄色の箇所は記入必須、白の箇所は該当の方のみ記入必須です。記入必須欄が未記入の場合、当社にて設定させ手いただく場合がございます。

▼運 ▼所 ▼種類 ▼発行年月日 令和 年 月 日

カード会社使用欄 確認日 令和 年 月 日 時間 コード① コード② 確認者 運No. 公No. 英字 その他

カード会社使用欄 会員番号 CL決定 万円 CS可能枠 万円 推薦先補足コード 推薦銀行コード 0

N照合 F照合 営業担当 再鑑 担当

DB確認結果 PEPs該当 N / Y 続柄 属性 国名 役職 確認者

Uペ開-1-014 25.08(I)

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

（コーポレートカード・カード使用者用）

年 月 日

振替日・払込日 毎月5日（休業日の場合はその翌営業日）

収納企業名 1. ユーシーカード株式会社 2. ユーシーカード株式会社（SMT） 3.

私が上記収納企業（以下「甲」という）から請求された金額を甲に支払うについては、貴社・貴行・貴金庫・貴組合（以下総称して「乙」という）における私名義の右記口座から当該金額を引落しの上支払われたく、下記事項確約の上依頼します。（ゆうちょ銀行の自動払込みを除く）

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

記

1. 甲の私に対する請求金額を記載した引落依頼書が甲から乙に送付された場合は、甲の指定する日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に当該金額を右記口座より、乙の普通預金規定または当座勘定規定等にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書または当座小切手なしで引落しの上、甲の口座へお振込みください。
2. 万一、支払日に私の指定した口座の残高が不足し、甲から送付された引落依頼書の金額の全部を引落しできない場合は、私に通知することなく引落依頼書を甲に返戻されても、また任意の金額を支払日以降任意の日に引落しの上、振込資金の一部に充当されても異議ありません。
3. この契約を解約するときは、私から乙に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、乙はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. 後日、本取扱いに関し万一紛議を生じた場合は、乙の責によるものを除き、乙に対して迷惑損害をかけません。

以 上

金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 金融機関名 ①銀行 ②信用金庫 ③労働金庫 ④信用組合 ⑤農業協同組合

支店名 支店 出張所 御中 ※本店ご利用の場合は左記に「本店」とご記入ください。

預金種目 ① 普通（総合） ② 当座 口座番号 右づめでご記入ください▼

ゆうちょ銀行 記号 ※ 番号 右づめでご記入ください▼

契約種別コード 30 払込先口座番号 00170-9-64634 払込先加入者名 ユーシーカード株式会社

※通帳の記号のあとにハイフンと数字がある場合は※欄にご記入ください。

いずれか一方をご指定のうえご記入ください。

口座名義人 フリガナ

※法人口座ご指定の場合は肩書き・代表者名等金融機関にお届け通りにご記入ください。

※届出印やサインなどのご登録のないお取引をされている場合は各金融機関にご確認ください。

金融機関コード 支店コード

金融機関届出印兼サイン欄 サイン取引の方はサイン

押し直し欄 サイン取引の方はサイン

カード会社使用欄 法人コード 1 1 1 1 4 8 9 0 受付日

金融機関使用欄 （不備返却事由） 1.印相違 2.印鑑不鮮明 3.記号、番号相違 4.口座該当なし 5.名義人相違 6.支店名相違 7.サイン/取引 8.その他 （ ） 検印 印鑑照合 受付印

不備返送先 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-7-7 住友不動産池袋東ビル11F ユーシーカード株式会社 事務サービス第一部 事務課 口座・カード係 口座修正担当

1489

UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約(個人生債務用)

本規約には、カードに関する重要な内容が記載されております。 必ずお読みいただき上で、大切に保管してください。

≪一般条項≫

第1条(法人会員)
ユーシーカード株式会社(以下「当社」と称します。)に対しUCコーポレート会員規約・カード使用者規約(個人生債務用)(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用を承認した法人または団体(以下「法人」と総称します。)をUCコーポレート会員(以下「法人会員」と称します。)とします。 契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

第2条(カード利用単位(組織)、管理責任者及びカード使用者)
1.法人は法人ごとに、当社が適当と認める1つの利用単位(組織)(以下「利用単位(組織)」と称します。)及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。)を指定するものとします。 但し、カード利用単位は法人の部課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。 2.管理責任者は、カードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。)を所定の方法により届け出るものとします。 但し、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることをお申込みいただき、当社が適当と認めた方とします。 3.法人会員は当社との連絡のため、法人の連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は法人の連絡担当者またはカード使用者に行うことによって法人会員に行ったものとみなします。

第3条(カード使用者の責任)
カード使用者は、第4条に よって自己に貸与されたカードにより生じる一切の責任を負担します。

第4条(カードの発行と管理)
1.カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう。)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。 法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。 また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにもなります。 なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。 また、カードと本規約は管理責任者またはカード使用者が予め指定した送付先に送付します。 但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。 2.カード使用者は当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身で署名を行います。 3.カードの所有権は当社に属し、カード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。また、カード使用者は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ないものとします。 4.カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転するようなことはできません。 また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。 第22条第5項に定める場合等においてカード情報の預託は、カード使用者が行うものであり、その責任はカード使用者の負担とします。 5.カード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払いはカード使用者の責任とします。 但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて カード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合にはこの限りではありません。 6.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。 7.カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めたときは、管理責任者またはカード使用者が予め指定した送付先に新しいカードと本規約を送付します。 なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。 8.法人会員または使用者は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。 なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承諾いただきます。

第5条(カードの安全管理)
1.法人会員またはカード使用者は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。 2.年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。 3.すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取消となった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第6条(暗証番号)
1.当社はカード使用者のみの申し出により、カードの暗証番号(4 桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 (イ)当社が禁止している番号のみの申し出があった場合。 2.法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3.法人会員またはカード使用者が、第三者に暗証番号を知られ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、カード使用者の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合にこの限りではありません。

第7条(カード利用可能枠)
1.カード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届出る際に所定の方法で申し出た範囲内において、当社が審査し決定した範囲を限度とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。 カード使用者は、未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用いただけます。 なお、ショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。 2.カード(回あたりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」と称します。)では当社が定める場合を除き、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。)ではマスターカード・アジアパシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下「両者を「国際提携組織」と総称します。)が定める金額までとします。 但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承諾を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。 3.カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。 4.第1項のカード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。

第8条(代金決済)
1.第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)にカード使用者が予め指定したカード使用者本人名義の金融機関口座(以下「お支払口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いただきます。 但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。 なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。 2.カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。 なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レート に、当社が定める各替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。 3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及びご利用内容を、お支払月の前月末頃、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご照らし合せ可能な限り速やかに郵送にて 利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。 カード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。 ご利用明細書の内容について のお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、法人会員またはカード使用者からご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。 4.カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。 5.カード使用者のお支払預金口座の預金残高不足により、第11項及び第2項のご利用代金のお支払債務(以下「お支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。

第9条(支払金等の充当順位)
お支払いいただいた金額が支払債務金額を充当してもなお足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法により、それぞれの債務に充当もカード使用者は異議のないものとします。 なお、その お支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当してもカード使用者は異議のないものとします。

第10条(費用の負担)
カード使用者のご都合による第8条第1項以外のお支払方法より発生した入金費用、公租公課及び、カード使用者の関 で締結するカード使用者の債務のお支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえどもカード使用者が負担するものとします。 なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

第11条(退会及びカードの使用取消と返却)
1.法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。 この場合、当社に対して 残債務の全額をお支払いいただくことがあります。 2.法人会員または カード使用者のいずれかが、次の各号の一つについても該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、またはカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しまたはすべて、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合。 (ホ)第22条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、または第29条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号の利用をすべての当社のご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (へ)第8条第1項に定めるロ座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出及び第2項に定めるお支払いをしなかった場合。 (ト)第16条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員またはカード使用者への連絡が不可能となると当社が判断した場合。 (リ)法人会員またはカード使用者が当社と締結した各種取引において債務を喪失した場合。 (ヌ)第18条第5項に記載する行為を行った場合。 (ル)第18条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ヲ)第18条の2第2項に記載する行為を行った場合。 (ワ)第18条の2第3項に基づいて求めた報告を定められた期間内に提出しない場合。 (カ)カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。 (ヨ)カード使用者が死亡した場合。 (タ)カード使用者が当 該加盟店規約に基づき 会員資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。 3.前二項の場合、法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。 (イ)カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。 (ロ)第22条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員またはカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合(または当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合)にこれをお支払いいただくこと。 (ハ)会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。 4.法人会員は、第1項または第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消となった旨当社あてカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却または裁断のうえ破棄するものとします。 5.資格取消、退会またはカードの使用取消がなされた後に カードを使用した場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。

第12条(会員資格の再審査)
当社は法人会員及びカード使用者の適格性について入会後、定期・不定期の再審査を行います。 この場合、法人会員及びカード使用者は必要に応じ当社の求める資料の提出等、当社の指示に応じるとともに、当社が公的機関の発行する書類を取得する場合があることについて異議がないものとします。

第13条(期限の利益喪失)
1.法人会員またはカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、カード使用者は当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ)カードの使用者が支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。 (ロ)差押、利息制限法第1条に規定する利率を超える範囲においてのみ効力を有するものとします。 (ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。 (ニ)差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て、または滞納処分を受けたとき。 (ホ)破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。 (ヘ)カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2.法人会員またはカード使用者が次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により カード使用者は、支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ)商品の質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ロ)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ハ)法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したと当社が判断したとき。 (ニ)法人会員の資格を喪失したとき。 (ホ)法人会員またはカード使用者が、第18条の2第1項または第2項に違反したときは、当社が、第18条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第14条(遅延損害金)
約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残金額に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、第22条第1項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第29条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。 この場合の計算方法は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。

第15条(カード盗難・紛失のお届出と盗難補償のくみ補)
1.万一カード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、またはカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へ所定の書類を提出いただきます。 2.カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金支払いについては、カード使用者の帰責性の有無を問わず、カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額 くみ補します。 (イ)法人会員及びカード使用者の共同または故意または重大な過失に起因する場合。 (ロ)法人会員の役職員またはカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ハ)カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自己の行為もしくは加担した盗難の場合。 (ニ)第4条に違反して第三者にカード情報を使用された場合。 (ホ)当社が、法人会員、管理責任者またはカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した時から61日以前に生じた不正使用の場合。 (ヘ)ずり落、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。 (ト)法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合。 (チ)法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出しても不正使用の事実の調査のため、または被害調査に協力しない場合。 (リ)第三者にカードを貸与し不正使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。 但し、第6条第3項但し書きに該当する場合を除きます。 (ヌ)第1項に定める当社への届出にもしくは携帯品・現金に関する届出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらご含本号において「各手続き」と称します。)において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。 4.カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。 この場合、当社所定の手数料を申し受けます。 その支払方法は、第8条のカード利用代金の支払方法に準じます。

第16条(届出事項の変更)
1.法人会員及びカード使用者が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、連絡担当者、支払方法、カード使用者の氏名、所属部署、住所、電話番号、生年月日、性別、ご勤務先名、記名式お届出の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的及び第18条第3項に基づくPEPs関係者該当性等を含みます。)等に変更があった場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。 2.当社が法人会員及びカード使用者から届出があった連絡先に諸求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。 但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りではありません。 3.法人会員及びカード使用者が当社に対して負担する債務について、当社から第三者に対する債務保証の委託を当社を含む当社お よび提携会社所定の書面により承諾します。 4.当社は、法人会員またはカード使用者から届出があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合、法人会員またはカード使用者が本規約に係る取引を行うことで、または、お知らせ後1ヶ月の経過をもって変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

≪ショッピングサービス条項≫

第22条(カード利用方法)
1.カード使用者は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力することまたは所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます(以下「ショッピングサービス」と称します。)。 (イ)当社と契約した加盟店。 (ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2.カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3.ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等でのお払い戻しはいたしません。 なお、ショッピングサービスが取消された場合等においてお支払い済の代金の返還については、第8条第2項の規定が準用されます。 第8条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。 4.カード使用者は、換金または換金性の高い行為を目的とするショッピングサービスの利用はできません。 また、現在、適用外である紙幣・貴金属(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。 貴金属・金券類等の一部の商品については、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5.カード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道料用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、カード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任はカード使用者の負担とすることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。 カード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合または退会もしくは継続的会員資格喪失に基づく場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。 なおこれらの事由が生じた場合は、当社がカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることをカード使用者は予め承諾するものとします。

第23条(加盟店への連絡等)
カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。 この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを予め承諾するものとします。 (イ)加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。 (ロ)カードの提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること。 (ハ)カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他カード使用者を不適当と認めた場合には、カードの利用を制限する場合があること。 (ニ)前号の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。 (ホ)貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

第24条(立替払いまたは債権譲渡)
1.当社は、カード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じたカード使用者に対する債権をカード使用者に代わって立替払いするものとし、カード使用者は、あらかじめ異議なくこれを承認します。 カード使用者は、当社に対して、当社が立替払いにより カード使用者に対して取得する求償金債権を支払うものとします。 2.前項により当社が取得する求償金債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。 なお、売上票等がない場合は、商品またはサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3.カード使用者は、当社の指定する加盟店において、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じたカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合においても予め承諾するものとします。 なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、カード使用者にこれを個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。 本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。 (イ)加盟店が当社に譲渡するとき。 (ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡するとき。 (ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡するとき。 4.法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有するあらゆる抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

第25条(支払区分)
カード使用者のショッピングサービスの支払区分は、原則1回払いとなります。

第26条(商品の所有権)
カード使用者がショッピングサービスの利用により生じた加盟店のカード使用者に対する債権を当社が加盟店に立て替え払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかる債務が当社に留保されるものとし、法人会員及びカード使用者は、これを認めるものとします。

第27条(見本・カタログ等と現物の相違)
カード使用者がカタログ販売・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は、加盟店に商品の交換を申し出るかまたは加盟店との間の当該売買契約を解除することができます。

第28条(加盟店との紛議)
カード使用者が、物品またはサービスに対する紛議は、すべてカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。 またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。

≪キャッシングサービス条項≫

第29条(キャッシングサービス)
1.法人会員が当社に事前に申し出て、当社が認めた場合、カード使用者は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けることと(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。 (イ)当社または当社の提携する金融機関等(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動支払機または現金自動預払機(以下「CD・ATM」と称します。)を利用する方法 (ロ)その他当社が定める方法 2.1回あたりのキャッシングサービスの利用代金の額は当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。 3.当社が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。 4.約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスをお断りし、カード貸与を一時停止することがあります。 5.キャッシングサービスのご利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)はカード使用者が負担するものとします。

第30条(キャッシングサービスのお支払方法等)
1.キャッシングサービスのお支払方法は元利一括返済方法とします。 2.カード使用者は、当社所定の利率をもって計算された利息を支払うものとします。 利息はご利用日の翌日から約定支払日までの年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。 なお、利率はカード送付時ご通知します。 3.融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分についてカード使用者に支払義務はありません。 4.カード使用者及び法人会員は、融資利率が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。 また、第21条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、融資金残高の全額に対して、改定後の利率が適用されることに、法人会員及びカード使用者は異議がないものとします。

第31条(早期返済の場合の特約)
カード使用者は約定支払日前であっても、当社所定の返済方法により融資金残高の全部または一部をお支払いできます。

第32条(ご利用・ご返済にかかる書面)
1.当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用またはご返済の都度交付するものとします。 但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについてカード使用者から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。 2.前項の書面に記載する、返済期間、返済回数及びご返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。

≪経費精算処理代行サービス利用規定≫

第1条(適用)
本規定は、UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(個人生債務用)が適用される法人または団体(以下「法人会員」と称します。)が本規定を承認の上、ユーシーカード株式会社(以下「当社」と称します。)に経費精算処理代行サービス(以下「本サービス」と称します。)を申し込み、当社が認める場合に適用されます。

第2条(本サービスの内容)
1.当社は、カード使用者がカードを利用して支出した法人会員の経費を法人会員がカード使用者に支払うにあたり(以下「経費精算金」と称します。)、法人会員に代わりカード使用者へ立替払いをするものとします。 2.法人会員は、当社がカード使用者へ立替払いを行う当該金額(以下「経費立替金額」と称します。)及び当該内容を当社に対して通知し、当社はその通知に従いカード使用者へ支払うものとします。 3.当社は、カード使用者への支払にあたり、カード使用者のカードの利用がある場合は、その決済金額と経費立替金額を相殺のうえ、その残額をカード使用者に支払いまたは請求するものとします。 4.当社は、前項とは別に法人会員からの委託により法人会員とカード使用者の経費精算金の調整金を、カード使用者のお支払金口座から口座振替するなどの方法により、会員に通知することでカード使用者はそれぞれ承諾するものとします。

第3条(支払金等の充当順位)
カード使用者が種類の如何を問わず当社に対する債務を延滞している場合には、当社が当該契約に基づきカード使用者に支払うべき経費立替金額を当社の判断において特に通知せずに当社が適当と認める順序・方法により、カード使用者の当社に対する債務に充当することができるものとします。

第4条(契約解除及び立替払いの停止)
法人会員と当社との本サービスの契約が解除された場合、または同契約所定の事由の発生に伴い立替払いを停止した場合、すでにご利用内容明細書等によって通知済であった場合においても立替払いもしくは相殺処理を行わないことがあります。

第5条(免責)
当社は、カード使用者と法人会員との間の紛議等について、一切の責任を負わないものとします。

2025年8月現在

みずほ銀行との個人情報の情報共有に関する同意条項

代表者およびカード使用者として申込みをされた方は、本同意条項及び今回お申込みされる取引の規約等に同意の上、申込みをします。下記の範囲内で、お客様の個人情報を当社およびみずほ銀行で情報共有させていただきます。

1.情報共有する個人情報
(イ)お客様のお名前、ご住所、生年月日、性別、お電話番号やメールアドレス等のご連絡先、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公表情報等、お客様に関する情報 (ロ)お取引いただいている各種商品やサービスの種類、取引店番号・口座番号・取引番号等の管理番号、ご契約日・お取引金額・期日、お客様との個々のお取引の内容に関する情報 (ハ)各種商品やサービス等ご利用する情報(預金残高情報、借入残高情報等)、取引経緯情報やご融資の際の判断に関する情報等、お客様のお取引の管理に必要な情報

2.利用目的
(イ)各種商品やサービス等に関するご提案やご案内、研究や開発のため (ロ)各種商品やサービス等のお申込、継続的なご利用、ご提供等に際しての判断のため
(ハ)各種リスクの把握および管理など、経営管理業務を適切に遂行するため

3.同意の撤回
情報共有の同意を撤回する場合は、以下窓口までお申し出ください。
≪窓口≫ ユーシーカード株式会社 電話番号 0120-999-762 受付時間 9：00～17：00(土・日・祝日・12/30～1/3休)

みずほ銀行との法人情報の情報共有に関する同意条項

当社が発行するクレジットカードの利用をお申し込みされた法人又は団体は、本同意条項に同意の上、申込みをします。下記の範囲内で、お客様の法人情報を当社およびみずほ銀行で情報共有させていただきます。

1.情報共有するデータの項目
(イ)お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、取引店番号・口座番号・取引番号等の管理番号、ご契約日・お取引金額・期日等、お客様との個々のお取引の内容に関する情報 (ロ)各種商品やサービス等ご利用する情報(預金残高情報、借入残高情報等)、取引経緯情報やご融資の際の判断に関する情報等、お客様のお取引の管理に必要な情報

2.利用目的
(イ)各種商品やサービス等に関するご提案やご案内、研究や開発のため (ロ)各種商品やサービス等のお申込、継続的なご利用、ご提供等に際しての判断のため
(ハ)各種リスクの把握および管理など、経営管理業務を適切に遂行するため

3.同意の撤回
情報共有の同意を撤回する場合は、以下窓口までお申し出ください。
≪窓口≫ ユーシーカード株式会社 電話番号 0120-999-762 受付時間 9：00～17：00(土・日・祝日・12/30～1/3休)

2019年5月現在

第6条(本人確認)
1.当社は、カード使用者のお申し出により、カードの暗証番号(4 桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 (イ)当社が禁止している番号のみのお申し出があった場合。 2.法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3.法人会員またはカード使用者が、第三者に暗証番号を知られ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、カード使用者の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合にはこの限りではありません。

第7条(カード利用可能枠)
1.カード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届出る際に所定の方法で申し出た範囲内において、当社が審査し決定した範囲を限度とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。 カード使用者は、未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードをご利用いただけます。 なお、ショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。 2.カード(回あたりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」と称します。)では当社が定める場合を除き、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。)ではマスターカード・アジアパシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下両者を「国際提携組織」と総称します。)が定める金額までとします。 但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承諾を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。 3.カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。 4.第1項のカード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。

第8条(代金決済)
1.第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)にカード使用者が予め指定したカード使用者本人名義の金融機関口座(以下「お支払口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いただきます。 但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。 なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。 2.カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。 なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レート に、当社が定める各替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。 3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及びご利用内容を、お支払月の前月末頃、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご照らし合せ可能な限り速やかに郵送にて 利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。 カード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。 ご利用明細書の内容について のお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、法人会員またはカード使用者からご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。 4.カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。 5.カード使用者のお支払預金口座の預金残高不足により、第11項及び第2項のご利用代金のお支払債務(以下「お支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。

第9条(支払金等の充当順位)
お支払いいただいた金額が支払債務金額を充当してもなお足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法により、それぞれの債務に充当もカード使用者は異議のないものとします。 なお、その お支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当してもカード使用者は異議のないものとします。

第10条(費用の負担)
カード使用者のご都合による第8条第1項以外のお支払方法より発生した入金費用、公租公課及び、カード使用者の関 で締結するカード使用者の債務のお支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえどもカード使用者が負担するものとします。 なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

第11条(退会及びカードの使用取消と返却)
1.法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。 この場合、当社に対して 残債務の全額をお支払いいただくことがあります。 2.法人会員または カード使用者のいずれかが、次の各号の一つについても該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、またはカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しまたはすべて、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく